

80 年のあゆみ

(平成 27 年 10 月 ～ 令和 7 年 10 月)

一般社団法人 名古屋銀行協会

はじめに

一般社団法人名古屋銀行協会は、昭和20年にそれまでの財団法人名古屋銀行集会所（明治22年設立）を解散し、同年10月に社団法人名古屋銀行協会として発足しました。その後、平成24年4月に一般社団法人へ移行し、本年10月に創立80周年を迎えました。80周年の節目に当たり、平成27年10月以降の10年間ににおける当協会に関連する出来事や取り組み等を取りまとめることとしました。

この10年間においては、国内外の経済・社会情勢が大きく変化するなかで、当協会においても、かつてない課題に取り組んできました。令和2年冬からの新型コロナウイルス感染症への対応をはじめ、令和4年11月の電子交換所設立に伴う手形交換事業、施設貸与事業の終了、所有不動産の売却、事務所の移転を順次実施し、それらに伴い大幅な組織・人員体制の見直しを行いました。一方、そうしたなかにあっても、公益実施事業である銀行とりひき相談、防犯・防災対策のほか、社員銀行、関係官庁等との連絡、社員相互の親交、金融機関職員への研修等の各事業について、内容の拡充を図りつつ、適切に運営してきました。

こうした変革を経て、今日80周年を迎えることができましたことは、社員銀行各行をはじめとする多くの皆様のご支援の賜物であり、厚く御礼申し上げますとともに、これからも当協会の活動にご理解とご協力を賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

なお、本誌は、平成7年にとりまとめた「50年のあゆみ」以降、10年ごとに連続するかたちで編集しており、これまでの冊子と合わせて、当地金融界の変遷や当協会の取り組みをご理解、ご確認いただく資料としてご活用いただければ幸いです。

令和7年10月

一般社団法人 名古屋銀行協会

専務理事 **野原 強**

目 次

は じ め に

I 年 史

1. 平成27年～30年（2015 ～ 2018） 1
2. 平成31年（令和1年）～令和7年（2019 ～ 2025） 1 1

II 資 料

1. 一般社団法人 名古屋銀行協会 定款 3 1
2. 協会組織 4 1
3. 社員銀行一覧 4 2
4. 社員銀行推移 4 3
5. 事務局組織 4 4
6. 事務局役職員推移 4 5
7. 諸計数
 - （1）社員銀行愛知県下所在店舗預貸金推移表（年度末） 4 5
 - （2）社員銀行名古屋市内所在店舗預貸金推移表（年度末） 4 5
 - （3）交換参加行推移（年度末） 4 6
 - （4）手形交換関係統計表（年度中） 4 6
 - （5）銀行とりひき相談所関係統計表（年度中） 4 6

I 年 史

平成 27 年 (2015 年)	
10. 1	協会創立 70 周年 「70 年のあゆみ」(平成 17 年 10 月～平成 27 年 10 月)を発刊 (日銀・東海財務局・全銀協はじめ主要各地銀行協会・社員銀行・準社員銀行・代理交換委託金融機関などに配布／発行総部数 200 冊)
10. 4	全銀協・愛知県警等と共催の「振り込め詐欺等撲滅強化推進期間」の活動として、イオンモールナゴヤドーム前店サウスコートにおいて、啓発物品配布等のキャンペーンを実施
10. 7	交換方等防災訓練を実施(全 55 金融機関、74 名参加)
10. 9	全国不渡事務研修会に交換部職員が出席(於：全銀協)
11. 6	当協会主催の愛知県信用保証協会によるセミナー「経営支援に関する取組について」を開催
11. 18	近畿・中部四協会連絡会に出席(於：神戸)
11. 18	名古屋手形交換所の参加銀行における安全管理措置等に関する指針の改正(全銀協における個人情報保護に関するガイドラインの安全管理措置の実務指針等の変更に伴う改正)
11. 20	銀行倶楽部事務連絡会に業務部長が出席(於：横浜)
11. 24	愛知県金融機関暴力追放連絡協議会運営委員会を開催
11. 27	全銀協特別会員連絡会に出席
11. 27	愛知県暴力排除団体連絡会会議に総務部長が出席
11. 30	日銀総裁との金融経済懇談会に会長が出席
12. 1	「特定個人情報等の適正な取り扱いに関する基本方針」および関連規程の制定(「マイナンバー法」の施行を踏まえ、関連規程を整備)
12. 11	金融経済教育講師研修会に銀行とりひき相談所長が出席(於：全銀協)
12. 18	地域融資動向に関する情報交換会に出席
平成 28 年 (2016 年)	
1. 12	大垣信用金庫と西濃信用金庫(非加盟)が合併し、大垣西濃信用金庫として発足(大垣信用金庫から引き継ぎ代理交換として参加＜受託：三菱東京 U F J 銀行＞)
2. 4	東海地区協会連絡会を開催
2. 10	不渡情報・取引停止情報にかかる開示請求の手続きの改正(開示請求受付時の本人確認書類に「個人番号カード」を追加)

(平 2 8)	
2. 1 0	愛知県金融機関防犯対策協議会を臨時開催
(2. 1 6	日銀が「マイナス金利政策」を開始)
2. 1 8	近畿・中部四協会連絡会に出席 (於：名古屋)
3. 2 4	平成 2 7 年度臨時社員総会 (予算) 開催
3. 2 4	愛知県知事主催「金融懇談会」に会長が出席
3. 3 1	平成 2 7 年度
	＜社員銀行定例会合＞
	代表者会 2 2 回開催
	黎明会 1 2 回開催
	文席会 2 回開催
	＜その他研修・講師派遣等＞
	「あっせん委員会」開催日数 4 日、開催件数 4 件
	「どこでも出張講座」講師派遣 1 0 回
	「手形交換所見学・研修会」1 0 回 410 名参加
	「手形・小切手の基礎知識に関する研修会」2 回 222 名参加
	「インターンシップ等交換所見学会」4 回 129 名参加
	「不渡処分制度研修会」1 回 101 名参加
	＜銀行会館施設利用＞
	会館利用者 780 事業所 (来館者 47 千人)
	披露宴開催件数 20 件
	＜建物設備関係工事・修繕等＞
	人荷用エレベーター更新工事 工事金額 32,940,000 円
	乗用エレベーター 2 基更新工事 工事金額 82,555,200 円
	(上記エレベーター工事元受：㈱竹中工務店)
	大ホールカーペット張替え
	会館内白熱電球・蛍光灯等を L E D へ更新
4. 1	増田 晃専務理事が退任し、野原 強専務理事が就任
(4. 1 4	午後 9 時 2 6 分ころ、熊本地震発生)
4. 1 4	愛知県公安委員会「不当要求防止責任者講習」を受講
6. 1	新型インフルエンザ等対策にかかる「業務継続計画」の制定。産業医委嘱 契約締結
6. 9	平成 2 8 年度定時社員総会 (決算) 開催 (会長 小笠原 剛)
6. 9	小笠原 剛会長が退任し、新会長に山名 毅彦 (三菱東京 U F J 銀行) 会

(平 2 8)	
	長が就任
6. 1 7	愛知県金融機関防犯対策協議会総会を開催
6. 2 1	東海地震金融機関対策会議を開催（業態別金融機関団体が参加）
6. 2 2	東海地震金融機関連絡調整会議を開催（社員銀行が参加）
6. 2 8	近畿・中部四協会連絡会に出席（於：大阪）
7. 1	全銀協特別会員連絡会に出席
7. 6	財務省事務次官との懇談会に会長が出席
7. 8	愛知県金融機関暴力追放連絡協議会総会を開催
8. 2 6	東海地区協会連絡会を開催
9. 1	東海地震対策の一環として、金融機関統一のシャッター一時閉鎖を含む防災訓練を実施。東海財務局による「東海地震の警戒宣言発令を想定した金融上の措置要請文の伝達訓練」を F A X ・電子メールの 2 系統で実施 日銀が「長短金利操作付き量的・質的金融緩和」を導入）
(9. 2 1	手形交換尻決済に関する日銀名古屋支店との間の「申合せ」を整備（交換
9. 2 7	尻振替請求および交換尻不足金の不払発生時の取り扱いについて、日銀の事務処理の変更点を反映させる形で新たに締結） いちい信用金庫が夜間交換から脱退（25 行→24 行）
1 0. 1	交換方等防災訓練を実施（全 55 金融機関、75 名参加）
1 0. 1 2	全銀協・愛知県警等と共催の「振り込め詐欺等撲滅強化推進期間」の活動
1 0. 1 4	として、大相撲の地方巡業豊橋場所において、啓発物品配布等のキャンペーンを実施 愛知県警・東海財務局・会長行と共催で「振り込め詐欺等特殊詐欺防止キャンペーン」を一宮市において実施（社員銀行 8 行参加） 近畿・中部四協会連絡会に出席（於：京都）
1 0. 2 5	全銀協特別会員連絡会に出席
1 0. 2 8	名古屋手形交換所規則・同施行細則・同関係様式等の改正（郵便為替法廃止、金融所得課税一体化にかかる法令施行等に伴う改正）
1 1. 1	不渡報告・取引停止報告の U S B メモリの取り扱いの改正（不渡情報管理事務の効率化等を図るため、U S B メモリの副本作成を取り止め）
1 1. 1	金融機関職員向け一般セミナー「日本政策金融公庫国民生活事業との連携について」を開催（金融機関役職員 61 名参加）
1 1. 8	日銀総裁との金融経済懇談会に会長が出席
1 1. 1 4	

(平 2 8)	銀行倶楽部事務連絡会に業務部長が出席（於：名古屋）
1 1 . 1 8	愛知県金融機関防犯対策協議会を開催
1 1 . 2 5	愛知県暴力排除団体連絡会会議に出席
1 1 . 3 0	愛知県金融機関暴力追放連絡協議会運営委員会を開催
1 2 . 5	新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づく特定接種の登録事業者の
1 2 . 7	登録（手形交換所は「金融証券決済事業・金融決済システム」に該当するため、厚生労働省「特定接種管理システム」に事業所情報等を登録）
	金融経済教育講師研修会に銀行とりひき相談所長が出席（於：全銀協）
1 2 . 9	地域融資動向に関する情報交換会に出席
1 2 . 1 2	
平成 2 9 年	
(2017 年)	就業規則・育児休業規程・介護休業・介護短時間勤務規程の一部改正
1 . 1	取引停止処分者に関する照会要領の改正（利用実態を踏まえ、文書照会
1 . 4	を廃止し、F A X 照会に一本化）
	銀行とりひき相談所相談員連絡会に所長が出席（於：全銀協）
1 . 2 0	愛知県中央信用組合と三河信用組合が合併し、愛知県中央信用組合として
1 . 2 3	発足（引き続き代理交換として参加＜受託：三菱東京 U F J 銀行＞）
	東海地区協会連絡会を開催
2 . 1	愛知県警・東海財務局と共催で「特殊詐欺被害防止の合同キャンペーン」
2 . 1 4	をイオン八事店において実施
	金融機関職員向け一般セミナー「成年後見制度について」を開催（金融機
2 . 1 4	関役職員 83 名参加）
	会館改修特別委員会を再設置（竣工後 31 年経過した会館建物の安全性・
2 . 1 6	機能維持のための中期改修計画の策定とその資金調達等について検討）
	予備交換規定・同規定関係様式・文書交換規定関係様式の一部改正
2 . 1 7	全国不渡事務研修会に交換部長が出席（於：全銀協）
2 . 1 7	近畿・中部四協会連絡会に出席（於：神戸）
2 . 2 8	平成 2 8 年度臨時社員総会（予算）開催
3 . 2 3	平成 2 8 年度
3 . 3 1	＜社員銀行定例会合＞
	代表者会 2 2 回開催
	黎明会 1 2 回開催
	文席会 2 回開催

(平 2 9)	<その他研修・講師派遣等> 「あっせん委員会」開催日数 7 日、開催件数 1 0 件 「どこでも出張講座」講師派遣 8 回 「手形交換所見学・研修会」 7 回 414 名参加 「手形・小切手の基礎知識に関する研修会」 2 回 179 名参加 「インターンシップ等交換所見学会」 4 回 115 名参加 「不渡処分制度研修会」 1 回 88 名参加 <銀行会館施設利用> 会館利用者 728 事業所（来館者 45 千人） 披露宴開催件数 14 件 <建物設備関係工事・修繕等> 受変電設備、防災盤関連等電気設備更新工事 （上記工事：(株)トーエネック 工事金額 127, 008, 000 円） 会館内白熱電球・蛍光灯等を L E D へ更新 404・405・407 号室カーペット張替え 503 号室空調エアコン取付工事 4・5 階・特別室のカーペット等クリーニング作業 協会ホームページに「手形交換参加銀行専用ページ」を開設（交換所規則、
4. 1 0	参加店舗一覧、交換所通達等を掲載） 愛知県警・中村警察署・東海財務局・地元地銀 3 行と共催で J R 名古屋駅
4. 1 4	東側において特殊詐欺被害防止の合同キャンペーンを実施 会館改修特別委員会（第 1 回）を開催
4. 1 9	愛知県知事主催「金融懇談会」に会長が出席
4. 2 5	予備交換規定・同関係様式および文書交換規定関係様式の改正（月末期日
4. 2 6	準備交換袋に「透明なビニール製交換袋」を導入） 近畿・中部四協会臨時連絡会に出席（於：大阪）
5. 2 6	「個人情報保護取扱規則」等の一部改正
5. 3 0	東海 4 県の銀行協会共催による日本銀行東海地区金融連続セミナー（第 1
6. 2	回）を開催（金融機関役職員 147 名参加） 平成 2 9 年度定時社員総会（決算）開催（会長 山名 毅彦）
6. 8	東海地震金融機関対策会議を開催（業態別金融機関団体が参加）
6. 2 1	東海地震金融機関連絡調整会議を開催（社員銀行が参加）
6. 2 2	近畿・中部四協会連絡会に出席（於：名古屋）
6. 2 3	

(平 2 9)	愛知県金融機関防犯対策協議会総会を開催
6. 2 6	全銀協特別会員連絡会に出席
6. 3 0	愛知県金融機関暴力追放連絡協議会総会を開催
7. 3	電話による手形交換緊急連絡訓練（交換参加全 94 金融機関参加）
7. 6	会館改修特別委員会（第 2 回）を開催
7. 1 0	竹中工務店による建物診断結果報告、中期改修計画案について検討 財務省事務次官との懇談会に会長が出席
7. 2 4	日本銀行東海地区金融連続セミナー（第 2 回）を開催（金融機関役職員
8. 2 5	98 名参加） 東海地区協会連絡会を開催
8. 2 9	東海地震対策の一環として、金融機関統一のシャッター一時閉鎖を含む防
9. 1	災訓練を実施。東海財務局による「東海地震の警戒宣言発令を想定し た金融上の措置要請文の伝達訓練」を F A X ・電子メールの 2 系統で実施 日本銀行東海地区金融連続セミナー（第 3 回）を開催（金融機関役職員 72 名参加）
9. 2 1	会館改修特別委員会（第 3 回）を開催 中期改修計画案、資金調達等について検討
9. 2 7	愛知県警・東海財務局と共催で「振り込め詐欺等特殊詐欺防止キャンペー ン」を金山駅において実施（近隣社員銀行 5 行参加）
1 0. 1 2	全銀協・愛知県警等と共催の「振り込め詐欺等撲滅強化推進期間」の活動 として、大相撲地方巡業一宮場所において、啓発物品配布等のキャンペー ンを実施
1 0. 1 2	「安全なまちづくり愛知県民大会」において、当協会が暴力追放功労団体 として暴力追放愛知県民会議名誉会長感謝状を受賞
1 0. 1 7	交換方等を対象とした防災訓練（全 55 金融機関、76 名参加） F A X による手形交換緊急連絡訓練（交換参加全 94 金融機関参加）
1 0. 1 8	会館中期改修計画を決定
1 0. 1 8	会館建物の安全性、機能維持のために必要となる中期改修計画と、そのた めの資金調達方法として、特別経費分担金（年間 2 1 百万円）の設置を決 定
1 0. 2 6	日本銀行東海地区金融連続セミナー（第 4 回）を開催（金融機関役職員 33 名参加）
1 0. 2 7	近畿・中部四協会連絡会に出席（於：大阪）

(平 2 9)	日銀総裁との金融経済懇談会に会長が出席
1 0. 3 1	銀行倶楽部事務連絡会に業務部長が出席（於：京都）
1 1. 6	愛知県金融機関防犯対策協議会を開催
1 1. 1 0	日本銀行東海地区金融連続セミナー（第 5 回）を開催（金融機関役職員
1 1. 2 0	88 名参加）
1 1. 2 0	全銀協特別会員連絡会に出席
	愛知県金融機関暴力追放連絡協議会運営委員会を開催
1 1. 2 4	愛知県暴力排除団体連絡会会議に出席
1 1. 2 9	不渡報告・取引停止報告（日報）の配付方法の変更（「手形交換参加銀行
1 2. 1	専用ページ」に日報の有無および管理番号を掲載することで、不渡情報の
1 2. 1	掲載がない場合の日報作成・配付を取り止め）
	不渡審査委員会を開催（支払義務確定後における取引停止処分等の審査）
1 2. 1 9	
平成 3 0 年	愛知銀行が夜間交換参加方式を変更（立会→代行）
(2018 年)	銀行とりひき相談所相談員連絡会に所長が出席（於：全銀協）
2. 1	金融経済教育講師研修会に所長が出席（於：全銀協）
2. 2	東海地区協会連絡会を開催
2. 2	愛知県警・東海財務局・愛知県・愛知県コンビニエンスストア防犯対策協
2. 5	議会と共催で「年金支給日における特殊詐欺被害防止キャンペーン」を名
2. 1 4	古屋駅において実施（地元学生等が参加）
	地域融資動向に関する情報交換会に出席
	夜間交換緊急連絡訓練を実施（夜間交換参加全 24 行参加）
2. 1 5	全銀協特別会員幹事協会打合せ会に出席
2. 2 0	日本銀行東海地区金融連続セミナー（第 6 回）を開催（金融機関役職員
2. 2 3	205 名参加）
2. 2 6	近畿・中部四協会連絡会に出席（於：京都）
	平成 2 9 年度臨時社員総会（予算）開催
2. 2 7	特別経費分担金（2 1 百万円）を新設
3. 2 2	愛知県知事主催「金融懇談会」に会長が出席
	平成 2 9 年度
3. 2 9	<社員銀行定例会合>
3. 3 1	
	代表者会 2 2 回開催

(平 3 0)	黎明会 1 2 回開催 文庶会 2 回開催 <その他研修・講師派遣等> 「あっせん委員会」開催日数 9 日、開催件数 1 0 件 「どこでも出張講座」講師派遣 1 2 回 「大学連携講座・ミニ連携講座」講師派遣 3 回 「手形交換所見学・研修会」 1 1 回 639 名参加 「手形・小切手の基礎知識に関する研修会」 2 回 185 名参加 「インターンシップ等交換所見学会」 4 回 133 名参加 「不渡処分制度研修会」 1 回 106 名参加 <銀行会館施設利用> 会館利用者 742 事業所（来館者 50 千人） 披露宴開催件数 13 件 <建物設備関係工事・修繕等> 5 階厨房空調エアコン更新工事 ガラス飛散防止フィルム貼付工事 正面玄関自動ドア（内側）開閉装置更新工事 中央監視盤機器更新 1 階エントランス・ロータリー天井照明の L E D 化工事 三菱東京 U F J 銀行が三菱 U F J 銀行に商号変更 中京銀行が夜間交換参加方式を変更（立会→代行） 4. 1 愛知県警・千種警察署・愛知県・東海財務局・三井住友信託銀行星ヶ丘支 4. 2 店と共催で「特殊詐欺被害防止の合同キャンペーン」を地下鉄星ヶ丘駅に 4. 1 3 おいて実施（近隣社員銀行 3 行参加） 日本銀行東海地区金融連続セミナー（第 7 回）を開催（金融機関役職員 102 名参加） 4. 2 3 東海 3 県景気動向研究会（第 1 回）を開催（日本銀行を客員として社員銀行等 8 会員で組織。当協会が事務局を担当） 4. 2 5 大垣西濃信用金庫が代理交換委託銀行を変更（三菱 U F J 銀行→大垣共立銀行） 6. 1 1 平成 3 0 年度定時社員総会（決算）開催（会長 山名 毅彦） 山名 毅彦会長が退任 6. 1 4 6. 1 4 東海地震金融機関対策会議を開催（社員銀行・業態別金融機関団体ほか
----------------	--

(平 3 0)	が参加)
6. 1 8	愛知県金融機関防犯対策協議会総会を開催 近畿・中部四協会連合会に出席（於：名古屋）
6. 2 1	新会長に中村 昭彦（三菱UFJ銀行）会長が就任
6. 2 2	全銀協特別会員連絡会に出席
6. 2 8	愛知県金融機関暴力追放連絡協議会総会を開催
6. 2 9	電話による手形交換緊急連絡訓練（交換参加全 94 金融機関参加）
7. 4	名古屋金融記者クラブと建物使用貸借契約を締結。同事務所が銀行協会
7. 1 2	（1 階旧夜間手形交換室）へ移転。社員銀行等の広報にかかる記者クラブ
7. 2 0	への連絡事務についても、会長行より引継ぎ 東海 3 県景気動向研究会（第 2 回）を開催 日本銀行東海地区金融連続セミナー（第 8 回）を開催（金融機関役職員
7. 2 5	76 名参加）
8. 2 4	財務省事務次官との懇談会に会長が出席 東海地区協会連絡会を開催
8. 2 8	東海財務局による「平成 3 0 年愛知県地震にかかる災害に対する金融上
8. 2 9	の措置要請文の伝達訓練」を F A X ・電子メールの 2 系統で実施
9. 3	手形交換に関する緊急措置（夜間交換休止）を実施（台風 21 号の接近・
9. 4	上陸に伴い、交換所規則第 44 条に基づく緊急措置として夜間交換休止を 決定） 愛知県信用保証協会「創立 7 0 周年記念式典」に会長が出席 愛知県警・東警察署・東海財務局と共催で「振り込め詐欺等特殊詐欺防止
9. 1 1	キャンペーン」をイオンモールナゴヤドーム前店において実施（近隣社員
1 0. 1 5	銀行 4 行参加） 金融機関職員向け一般セミナー「マネーロンダリングおよびテロ資金供与 対策にかかる金融機関の対応（第 1 回）」を開催（金融機関役職員 38 名参
1 0. 1 6	加） 交換方等を対象とした防災訓練（全 55 金融機関、79 名参加） F A X による手形交換緊急連絡訓練（交換参加全 94 金融機関参加）
1 0. 1 7	愛知県防犯協会の運営への協力を通じ、安全なまちづくりに貢献したこ
1 0. 1 7	とに対して同協会連合会会長感謝状を受賞
1 0. 1 8	近畿・中部四協会連合会に出席（於：神戸）
1 0. 3 0	中部経済連合会主催の企業防災委員会防災講演会に出席

(平 3 0)	東海 3 県景気動向研究会（第 3 回）を開催
1 0 . 3 1	日銀総裁との金融経済懇談会に会長が出席
1 1 . 1	愛知県金融機関防犯対策協議会を開催
1 1 . 1 5	銀行倶楽部事務連絡会に業務部長が出席（於：神戸）
1 1 . 1 6	金融機関職員向け一般セミナー「日本政策金融公庫との連携＜2018 年度
1 1 . 1 6	＞」を開催（金融機関役職員 51 名参加）
1 1 . 1 9	全銀協特別会員連絡会に出席
	日本銀行東海地区金融連続セミナー（第 9 回）を開催（金融機関役職員
1 1 . 2 2	71 名参加）
1 1 . 2 6	愛知県暴力排除団体連絡会会議に出席
	愛知県金融機関暴力追放連絡協議会運営委員会を開催
1 1 . 2 9	地域融資動向に関する情報交換会に出席
1 2 . 4	
1 2 . 1 7	

平成31年 ／令和1年 (2019年)	
1. 2 8	日本銀行東海地区金融連続セミナー（第10回）を開催（金融機関役職員104名参加）
1. 3 0	手形交換にかかる各種統計（手形交換高・不渡状況および主要勘定月報等）を協会ホームページに掲載開始
1. 3 0	東海3県景気動向研究会（第4回）を開催
1. 3 1	全銀協等主催の特殊詐欺防止キャンペーン「ストップ・オレオレ詐欺47～家族の絆作戦～（SOS47）」に参加。イオンモール熱田店において啓発活動を実施
2. 1 5	東海地区協会連絡会を開催
2. 1 8	平成30年度エネルギー管理優良事業者表彰において「中部経済産業局長表彰」を受賞。表彰式に専務理事出席（平成27年～29年の3か年累計で、電気・ガス使用量の約20％削減実績が評価された）
2. 1 9	金融機関職員向け一般セミナー「マネーロンダリングおよびテロ資金供与対策にかかる金融機関の対応（第2回）」を開催（金融機関役職員17名参加）
2. 2 2	銀行とりひき相談所相談員連絡会に所長が出席（於：全銀協）
2. 2 2	金融経済教育講師研修会に所長が出席（於：全銀協）
2. 2 6	近畿・中部四協会連合会に出席（於：大阪）
3. 1 8	手形交換・不渡管理システムの更改（サーバー等の関連機器の経年劣化、システム基盤のメーカーサポート期限切れ等に伴い、6年振りに更改）
3. 1 8	名古屋手形交換所規則、関係規定の改正（手形交換・不渡管理システムの更改を機に、手形交換の持出データをUSBメモリに一本化）
3. 2 8	平成30年度臨時社員総会（予算）開催
3. 2 8	愛知県知事主催「金融懇談会」に会長が出席
3. 2 9	全銀協特別会員連絡会・幹事会に出席
3. 3 1	平成30年度
	<社員銀行定例会合>
	代表者会 22回開催
	黎明会 12回開催
	文席会 2回開催
	<その他研修・講師派遣等>
	「あっせん委員会」開催日数3日、開催件数3件

(平 3 1)	「どこでも出張講座」講師派遣 9 回 「大学連携講座・ミニ連携講座」講師派遣 4 回 「手形交換所見学・研修会」 7 回 431 名参加 「手形・小切手の基礎知識に関する研修会」 2 回 134 名参加 「インターンシップ等交換所見学会」 3 回 102 名参加 「不渡処分制度研修会」 2 回 135 名参加 <銀行会館施設利用> 会館利用者 705 事業所（来館者 47 千人） 披露宴開催件数 9 件 <建物設備関係工事・修繕等> 5 F フロアカーペット特別クリーニング作業 1 F 南側駐車場出入口地面タイル補修工事 201 号室スピーカー更新工事 屋内消火栓呼水槽交換作業 受水槽天井ボルト取替作業 4. 1 あおぞら銀行、新生銀行、スルガ銀行、七十七銀行、近畿大阪銀行が月末期日準備交換から脱退（51 行→46 行） 4. 1 近畿大阪銀行と関西アーバン銀行が合併し、関西みらい銀行として発足（代理交換として参加<受託：りそな銀行>）、社員銀行数 3 5 行となる 4. 1 就業規則の一部改正（働き方改革を推進するための法律改正「年 5 日の年次有給休暇の確実な取得」に関する改正） 4. 1 5 愛知県警・東海財務局と共催で「特殊詐欺等被害防止キャンペーン」を J R 尾張一宮駅前ビル 3 F シビックテラスおよび駅構内において実施（近隣社員銀行 8 行参加） 4. 2 4 東海 3 県景気動向研究会（第 5 回）を開催 (令 1) (5. 1 天皇陛下即位。新元号は「令和」) 5. 1 新元号対応に伴う関係様式の改正（規則その他関連規定に基づく様式<帳票、記載例、通知例、例示等を含む>について、「平成」を「令和」に改正） 5. 1 7 日本銀行東海地区金融連続セミナー（第 1 1 回）を開催（金融機関役職員 87 名参加） 6. 2 第 7 0 回全国植樹祭記念式典に会長が出席
----------------	--

(令 1)	
6. 1 0	三菱UFJ銀行、りそな銀行が夜間交換参加方式を変更（立会→代行）
6. 1 3	全銀協が令和4年を目途に「電子交換所」を設立することを公表
6. 1 3	令和1年度定時社員総会（決算）開催（会長 中村 昭彦）
6. 1 7	金融機関職員向け一般セミナー「民法の一部を改正する法律（債券法改正）と金融実務」を開催（金融機関役職員 73 名参加）
6. 2 0	愛知県金融機関防犯対策協議会総会を開催
6. 2 5	近畿・中部四協会連絡会に出席（於：京都）
6. 2 8	全銀協特別会員連絡会に出席
7. 3	愛知県金融機関暴力追放連絡協議会総会を開催
7. 1 0	電話による手形交換緊急連絡訓練（交換参加全 93 金融機関参加）
7. 2 3	金融機関職員向け一般セミナー「日本政策金融公庫との連携＜2019 年度＞/事業承継および創業支援」を開催（金融機関役職員 28 名参加）
8. 1	東海地震金融機関対策会議を開催
8. 2	東海3県景気動向研究会（第6回）を開催
8. 2 7	東海地区協会連絡会を開催
8. 2 8	日本銀行東海地区金融連続セミナー（第12回）を開催（金融機関役職員 80 名参加）
9. 2	東海財務局による「令和元年度愛知県地震にかかる災害に対する金融上の措置要請文の伝達訓練」をFAX・電子メールの2系統で実施
(10. 1	消費税10%に引き上げ。軽減税率導入)
10. 1	消費税引き上げ等に伴う交換所規則関係規程等の一部改正
10. 1 1	金融経済教育講師研修会に所長が出席（於：全銀協）
10. 1 5	愛知県警・東海財務局と共催で「特殊詐欺等被害防止キャンペーン」をプライムツリー赤池において実施（近隣社員銀行4行参加）
10. 1 7	交換方等を対象とした防災訓練（全 54 金融機関、77 名参加）
10. 1 7	FAXによる手形交換緊急連絡訓練（交換参加全 93 金融機関参加）
10. 2 9	近畿・中部四協会連絡会に出席（於：神戸）
10. 3 0	東海3県景気動向研究会（第7回）を開催
10. 3 0	金融機関職員向け一般セミナー「地域金融機関のビジネスモデル」を開催（金融機関役職員 141 名参加）
11. 5	日銀総裁との金融経済懇談会に会長が出席
11. 7	愛知県金融機関防犯対策協議会を開催
11. 1 9	日本銀行東海地区金融連続セミナー（第13回）を開催（金融機関役職

(令 1)	員 85 名参加)
1 1 . 2 1	手形交換に関する緊急措置（夜間交換休止）を実施（G20 愛知・名古屋外務大臣会合の開催に伴い、県内各所における交通規制、交通渋滞深刻化が見込まれたため、夜間交換休止を決定）
1 1 . 2 2	全銀協特別会員連絡会に出席
1 1 . 2 6	銀行倶楽部事務連絡会に業務部長が出席（於：大阪）
1 1 . 2 6	日銀名古屋支店に臨時交換室を設置する場合の対応整備（交換所の施設が使用困難な場合において代替施設を円滑に確保できるよう代替施設への移動手段や備品の搬送、施設利用にかかる提出書類等を相互に確認）
1 1 . 2 9	愛知県暴力排除団体連絡会会議に出席
1 2 . 3	愛知県金融機関暴力追放連絡協議会運営委員会を開催
1 2 . 1 3	地域融資動向に関する情報交換会に出席
令和 2 年 (2020 年)	
1 . 6	大垣共立銀行が夜間交換から脱退（24 行→23 行）
1 . 6	手形交換緊急連絡要領の一部改正
1 . 1 5	愛知県中小企業団体中央会「新年祝賀会」に会長が出席
(1 . 1 6	新型コロナウイルス感染が国内で初めて判明)
1 . 2 0	手形交換システムの障害発生により、各行交換母店、日銀名古屋支店に連絡のうえ、本交換を手作業に移行して処理（本交換開始 9 時 1 0 分、終了 9 時 4 6 分＜通常比 4 0 分遅延＞）
1 . 2 9	東海 3 県景気動向研究会（第 8 回）を開催
(1 . 3 0	世界保健機関＜WHO＞が新型コロナウイルスについて緊急事態宣言を発表、3 月 1 1 日にはパンデミック＜世界的流行＞を宣言)
2 . 7	銀行とりひき相談所相談員連絡会に所長が出席（於：全銀協）
2 . 1 2	日本銀行東海地区金融連続セミナー（第 1 4 回）を開催（金融機関役職員 115 名参加）
2 . 1 9	新型コロナウイルス感染症の予防対策を実施（愛知県内において、新型コロナウイルス感染症の発生が複数確認されたことを踏まえ、交換方等のマスク着用、手指アルコール消毒の励行の徹底、発熱等の風邪症状が認められる交換方等の出席自粛を交換参加銀行に依頼）
(3 . 1 4	新型インフルエンザ等対策特別措置法が改正され、新型コロナウイルス感染症も同法律の対象となる)

(令 2)	
3. 2 4	交換所職員のチーム制と執務場所の分散化を導入(交換所職員のチーム制<実働組と別室待機組の2チームを組成し、原則1～2週単位で本交換を担当>と執務場所の分散化を導入。本措置は交換所業務終了<4年11月2日>まで継続実施)
3. 2 5	令和1年度臨時社員総会(予算)開催(書面開催)
(3. 2 5	新型コロナウイルスの世界的感染拡大を受け、7月に開幕予定の東京五輪の1年延期が決定)
3. 2 7	新型コロナウイルス感染症予防対策の強化(交換方から感染者が発生した場合、感染者本人および濃厚接触者の行動範囲を特定し、速やかに消毒作業を実施する必要があるため、会館内の行動範囲を制限)
3. 2 7	愛知県知事主催「金融懇談会」に会長が出席
3. 3 1	中國銀行が代理交換から脱退(交換参加銀行94行→93行)
3. 3 1	令和1年度 <社員銀行定例会合> 代表者会 19回開催 黎明会 11回開催 文席会 1回開催 <その他研修・講師派遣等> 「あっせん委員会」開催日数0日、開催件数0件 「どこでも出張講座」講師派遣15回 「大学連携講座・ミニ連携講座」講師派遣4回 「手形交換所見学・研修会」7回393名参加 「手形・小切手の基礎知識に関する研修会」2回122名参加 「インターンシップ等交換所見学会」1回8名参加 「不渡処分制度研修会」1回82名参加 <銀行会館施設利用> 会館利用者623事業所(来館者42千人) 披露宴開催件数5件 <建物設備関係工事・修繕等> 1F警備室機械警備機器更新工事 1F記者クラブ空調リモコン移設工事 空調機メインフィルター取替 熱源冷温水流量計更新工事

(令 2)	
4. 1 6	新型コロナウイルス感染症を「災害」と同様に位置付け、手形交換に関する特別措置（１～３）を適用
4. 2 4	三井住友信託銀行が月末期日準備交換から脱退（46行→45行）
(5. 1	新型コロナウイルス感染症緊急経済対策の一環として、民間金融機関による実質無利子・無担保融資の取り扱いを開始)
5. 1	名古屋銀行が夜間交換参加方式を変更（立会→代行）（全行代行方式へ）
6. 1 1	令和２年度定時社員総会（決算）開催（会長 中村 昭彦） 「電子交換所設立後の協会運営に関する基本方針」を決定 電子交換所設立後の協会運営に関する基本方針として、①手形交換事業の終了（令和４年度末）、②所有不動産の有効活用、③施設貸与事業の終了（令和５年度末）、④事務所の移転と、それらに伴う組織・人員体制の変更（役職員数１６名→７名）について検討していくことを決定。所有不動産の売却、事務所移転の検討にかかる特別委員会を設置
6. 2 0	愛知県金融機関防犯対策協議会総会（書面）を開催
7. 1	愛知県金融機関暴力追放連絡協議会総会（書面）を開催
7. 1 6	東海３県景気動向研究会（第１０回）を開催（WEB併用）
8. 3	取引停止処分者照会センターのFAX照会調査依頼書の受付時間を大幅延長（新型コロナウイルス対策融資の増加により、取引停止処分者照会センターへのFAX照会調査依頼が急増したため、FAX照会調査依頼書の受付時間を大幅に延長＜受付時間９：３０～１６：００→２４時間対応＞）
8. 2 7	東海地区協会連絡会を開催（WEB併用）
9. 1	東海財務局による「令和２年度愛知県地震にかかる災害に対する金融上の措置要請文の伝達訓練」をFAX・電子メールの２系統で実施
(9. 1 6	安倍首相退陣により、菅内閣発足)
9. 2 5	協会事務所移転検討特別委員会（第１回）を開催（13行16名参加） 手形交換所廃止後の協会所有不動産の有効活用形態等について検討。 アドバイザーメンバーとして、三菱UFJ信託銀行、三井住友信託銀行、みずほ信託銀行を選任
10. 1	保有個人データ、不渡報告・取引停止報告にかかる開示請求の手続きの改正（プライバシー保護の観点から、「健康保険証」や「年金手帳」の記号、番号はマスキングするなどの措置を追加）
10. 2 1	愛知県警と共催で特殊詐欺被害防止ポスターデザイン入賞者表彰式を開催

(令 2)	
1 0 . 2 2	「手形交換所廃止等に伴う人員合理化策について」決定。これに基づき、早期退職者に対する対応（再就職斡旋、割増退職金等）を実施
1 0 . 2 2	東海 3 県景気動向研究会（第 1 1 回）を開催（W E B 併用）
1 0 . 2 2	愛知県金融機関防犯対策協議会（書面）を開催
1 0 . 2 3	金融機関職員向け一般セミナー「地域金融機関のビジネスモデルの変革」を開催（金融機関役職員 166 名参加）（W E B 併用）
1 0 . 2 6	愛知県金融機関暴力追放連絡協議会運営委員会（書面）を開催
1 1 . 2	三菱 U F J 信託銀行、三井住友信託銀行、みずほ信託銀行と不動産アドバイザー契約を締結
1 1 . 4	日銀総裁との金融経済懇談会（W E B）に会長が出席
1 1 . 2 0	愛知県暴力排除団体連絡会会議に出席
1 1 . 2 4	日本銀行東海地区金融連続セミナー（第 1 5 回）を開催（金融機関役職員 124 名参加）（W E B 併用）
1 2 . 9	協会事務所移転検討特別委員会（第 2 回）を開催 所有不動産価格の試算、事務所移転方法等の検討
1 2 . 1 4	地域融資動向に関する情報交換会に出席
令和 3 年 (2021 年)	
1 . 1	第四銀行と北越銀行（非加盟）が合併し、第四北越銀行として発足
1 . 2 7	東海 3 県景気動向研究会（第 1 2 回）を開催（W E B 併用）
(2 . 1 7	新型コロナウイルスワクチン接種を医療従事者から開始。4 月以降は高齢者らも接種対象)
2 . 1 7	三重銀行および第三銀行が夜間交換から脱退（23 行→21 行）
3 . 1	保有個人データ、不渡報告・取引停止報告にかかる開示請求の手続きの改正（マスキング依頼項目（QR コード＜表示がある場合＞）の追加および押印手続きの省略等のための改正）
3 . 8	協会事務所移転検討特別委員会（第 3 回）を開催 所有不動産売却、事務所移転の検討に当たっての基本方針、検討課題、スケジュール等について意向集約
3 . 1 0	日本銀行東海地区金融連続セミナー（第 1 6 回）を開催（金融機関役職員 188 名参加）（W E B 併用）
3 . 1 1	東海地区協会連絡会を開催（W E B 併用）
3 . 2 2	愛知県知事主催「金融懇談会」に会長が出席

(令 3)	
3. 2 5	令和 2 年度臨時社員総会（予算）開催
3. 2 9	近畿・中部四協会連絡会に出席（於：名古屋）
3. 3 1	令和 2 年度
	＜社員銀行定例会合＞
	代表者会 7 回開催
	黎明会 6 回開催
	文庶会 2 回開催
	＜その他研修・講師派遣等＞
	「あっせん委員会」開催日数 5 日、開催件数 8 件
	「どこでも出張講座」新型コロナウイルス感染拡大防止の観点から実施見送り
	「大学連携講座・ミニ連携講座」講師派遣 4 回（うち 3 回WEB）
	「手形交換所見学・研修会」中止
	「手形・小切手の基礎知識に関する研修会」3 回 110 名参加
	「インターンシップ等交換所見学会」中止
	「不渡処分制度研修会」中止
	＜銀行会館施設利用＞
	会館利用者 297 事業所（来館者 13 千人）
	披露宴開催件数 0 件
	＜建物設備関係工事・修繕等＞
	吸水式冷温水発生器煤煙濃度計取替工事
	東側擁壁転倒防止工事
5. 1	三重銀行と第三銀行が合併し、三十三銀行として発足、社員銀行数 3 4 行となる
5. 1 2	東海 3 県景気動向研究会（第 1 3 回）を開催（WEB）
5. 1 7	電子交換所移行後の文書交換にかかるアンケートを実施（名古屋手形交換所に持ち出して交換している指定文書のうち、電子交換所移行後も現物送付が必要な文書等の取り扱いについて、交換参加銀行における検討状況を調査）
5. 2 1	協会事務所移転検討アドバイザーメンバー会議を開催
5. 2 4	日本銀行東海地区金融連続セミナー（第 1 7 回）を開催（金融機関役職員 151 名参加）（WEB 併用）
6. 1 7	近畿・中部四協会連絡会に出席（於：大阪）

(令 3)	
6. 2 3	愛知県金融機関防犯対策協議会総会を開催（書面）
6. 2 4	令和3年度定時社員総会（決算）開催（会長 中村 昭彦） 所有不動産の有効活用策として、現有土地・建物の指名競争入札方式による売却と賃貸事務所への移転を決定
6. 2 5	全銀協特別会員連絡会（書面）・幹事会（WEB）に出席
6. 2 5	愛知県金融機関暴力追放連絡協議会総会を開催（書面）
7. 7	協会事務所移転検討アドバイザーメンバー会議を開催
7. 9	金融機関職員向け一般セミナー「ポストコロナ金融・本業支援」を開催（金融機関役職員 60 名参加）（WEB）
7. 2 0	協会事務所移転検討アドバイザーメンバー会議を開催
(7. 2 3	東京オリンピック・パラリンピックが、コロナ禍が収束しない中、原則無観客で開催)
7. 2 8	東海3県景気動向研究会（第14回）を開催（WEB）
8. 2 3	東海地震金融機関対策会議を開催（WEB併用）
8. 3 0	東海地区協会連絡会を開催（WEB）
9. 1	東海財務局による「令和3年度愛知県地震にかかる災害に対する金融上の措置要請文の伝達訓練」をFAX・電子メールの2系統で実施
9. 2 8	全銀協特別会員連絡会幹事会に出席（WEB）
9. 2 9	日本銀行東海地区金融連続セミナー（第18回）を開催（金融機関役職員 224 名参加）（WEB併用）
(10. 4	菅首相退陣により、岸田内閣発足)
10. 2 7	東海3県景気動向研究会（第15回）を開催（WEB）
10. 2 8	「電子交換所移行後の経費分担金の考え方と試案」を提示
11. 4	近畿・中部四協会連絡会に出席（於：京都）
11. 8	協会事務所移転検討アドバイザーメンバー会議を開催
11. 1 5	愛知県金融機関防犯対策協議会を開催
11. 1 5	日銀総裁との金融経済懇談会に会長が出席
11. 1 6	電子交換所移行にかかる検討状況の情報交換会を開催（東海4県の県指定金融機関＜三菱UFJ銀行、十六銀行、百五銀行、静岡銀行＞を含む主要金融機関＜23 行、39 名参加＞が名古屋手形交換所廃止後の文書交換制度の代替策について情報交換を実施）
11. 1 9	愛知県暴力排除団体連絡会会議に出席
11. 2 6	全銀協特別会員連絡会幹事会に出席（WEB）

(令 3)	
1 1 . 2 9	日本銀行東海地区金融連続セミナー（第 1 9 回）を開催（金融機関役職員 118 名参加）（WE B）
1 1 . 2 9	協会事務所移転検討アドバイザーメンバー会議を開催
1 2 . 2	愛知県金融機関暴力追放連絡協議会運営委員会を開催
1 2 . 1 0	東海地区協会連絡会を開催（WE B 併用）
1 2 . 1 6	全銀協が電子交換所のシステム稼動予定日を令和 4 年 7 月 1 9 日、決済開始予定日を同年 1 1 月 4 日とすることを決定
令和 4 年 (2022 年)	
1 . 1 2	協会事務所移転検討アドバイザーメンバー会議を開催
1 . 1 4	地域融資動向に関する情報交換会に出席
1 . 2 6	東海 3 県景気動向研究会（第 1 6 回）を開催（WE B）
2 . 4	協会事務所移転検討アドバイザーメンバー会議を開催
2 . 4	東海地区協会連絡会を開催（WE B）
3 . 1 0	協会事務所移転検討アドバイザーメンバー会議を開催
3 . 2 4	令和 3 年度臨時社員総会（予算）開催
3 . 2 5	全銀協特別会員連絡会幹事会に出席（WE B）
3 . 2 5	日本銀行東海地区金融連続セミナー（第 2 0 回）を開催（金融機関役職員 143 名参加）（WE B 併用）
3 . 3 0	名古屋金融記者クラブの総会において、名古屋証券取引所記者クラブとの統合を承認
3 . 3 1	農林中央金庫が夜間交換から脱退（21 行→20 行）
3 . 3 1	愛知県知事主催「金融懇談会」に会長が出席
3 . 3 1	令和 3 年度 ＜社員銀行定例会合＞ 代表者会 1 4 回開催 黎明会 6 回開催 文庶会 2 回開催 ＜その他研修・講師派遣等＞ 「あっせん委員会」開催日数 3 日、開催件数 4 件 「どこでも出張講座」新型コロナウイルス感染拡大防止の観点から実施見送り 「大学連携講座・ミニ連携講座」講師派遣 3 回（WE B）

(令 4)	「手形交換所見学・研修会」中止 「手形・小切手の基礎知識に関する研修会」中止 「インターンシップ等交換所見学会」中止 「不渡処分制度研修会」中止 <銀行会館施設利用> 会館利用者 364 事業所（来館者 15 千人） 披露宴開催件数 0 件 <建物設備関係工事・修繕等> なし
(4. 1	民法改正により成人年齢が 18 歳に引き下げられ、ローンを組むなどの契約が可能に) 4. 1 不渡情報の共同利用に当たっての公表文の改正（個人データの管理責任者の住所および法人代表者氏名の追加） 4. 1 不渡報告・取引停止報告にかかる開示請求手続きの改正（電子ファイルによる開示の場合の開示手数料の設定等） 4. 1 就業規則の一部改正および職場におけるハラスメントの防止に関する規定の制定 4. 1 愛知県信用漁業協同組合連合会と東日本信用漁業協同組合連合会（非加盟）が合併し、東日本信用漁業協同組合連合会として発足 4. 5 東海地区協会連絡会を開催（WEB） 4. 7 協会事務所移転検討特別委員会（第 4 回）を開催 所有不動産の売却方法変更、賃借物件の条件について意向集約 4. 20 近畿・中部四協会連絡会に出席（於：神戸） 4. 27 東海 3 県景気動向研究会（第 17 回）を開催（WEB） 5. 30 日本銀行東海地区金融連続セミナー（第 21 回）を開催（金融機関役職員 158 名参加）（WEB 併用） 6. 7 協会事務所移転検討アドバイザーメンバー会議を開催 6. 17 愛知県金融機関防犯対策協議会総会を開催 6. 23 令和 4 年度定時社員総会（決算）開催（会長 中村 昭彦） 6. 23 中村 昭彦会長が退任し、新会長に高原 一郎（三菱UFJ 銀行）会長が就任 6. 23 名古屋手形交換所における業務終了日（11 月 2 日）および事業終了日（令和 5 年 3 月 31 日）を決定し公表

(令 4)	協会所有不動産の売却方法の変更(指名競争入札に優先して社員銀行の中から購入先を選定する方法に変更)について決定
6. 2 4	全銀協特別会員連絡会に出席(WE B)
7. 1	名古屋手形交換所規則、同施行細則の改正(名古屋手形交換所事業の終了に向けて名古屋手形交換所規則、同施行細則を段階的に失効させるため、失効日を規定した改正附則を追記)
7. 1	電子交換所移行日前後の手形交換および取引停止処分に関する手続等の細部取扱の制定
7. 4	愛知県金融機関暴力追放連絡協議会総会を開催
7. 7	金融行政セミナー「コロナ後を見据えた地域金融の役割・あり方について」を開催(金融機関役職員 75 名参加)(WE B)
7. 7	協会事務所移転検討アドバイザーメンバー会議を開催
7. 2 7	東海 3 県景気動向研究会(第 1 8 回)を開催(WE B)
8. 1	「名古屋手形交換所廃止届」を法務省へ提出。また、手形交換尻決済用の日銀当座預金口座の解約にかかる「願書」を日本銀行へ提出
(8. 1 0	第 2 次岸田改造内閣発足)
8. 2 2	東海地震金融機関対策会議を開催(WE B)
8. 2 4	協会事務所移転検討アドバイザーメンバー会議を開催
8. 2 5	代表者会・特別講話(講師:大阪経済大学教授 福本智之氏「中国経済中期的展望と短期の見通し」)を開催
9. 1	東海財務局による「令和 4 年度愛知県地震にかかる災害に対する金融上の措置要請文の伝達訓練」を F A X ・電子メールの 2 系統で実施
9. 1	名古屋金融記者クラブが、名古屋証券取引所記者クラブと統合し、同事務所を新記者クラブ(名古屋証券取引所内)に移転。関連事務も証券取引所へ移管
9. 7	東海地区協会連絡会を開催(WE B)
9. 2 6	日本銀行東海地区金融連続セミナー(第 2 2 回)を開催(金融機関役職員 176 名参加)(WE B 併用)
1 0. 5	育児休業規程および介護休業・介護短時間勤務規程の一部改正
1 0. 5	協会事務所移転検討アドバイザーメンバー会議を開催
1 0. 2 6	東海 3 県景気動向研究会(第 1 9 回)を開催(WE B)

(令 4)									
1 1 . 2	名古屋手形交換所の業務終了								
	<table><tr><th>事 務 区 分</th><th>業 務 終 了 日</th></tr><tr><td>本交換（文書交換を含む）</td><td>1 1 月 2 日</td></tr><tr><td>夜間交換</td><td>1 0 月 3 1 日（1 1 月 1 日交換分）</td></tr><tr><td>月末期日準備交換</td><td>1 0 月 2 6 日（1 0 月 3 1 日交換分）</td></tr></table>	事 務 区 分	業 務 終 了 日	本交換（文書交換を含む）	1 1 月 2 日	夜間交換	1 0 月 3 1 日（1 1 月 1 日交換分）	月末期日準備交換	1 0 月 2 6 日（1 0 月 3 1 日交換分）
事 務 区 分	業 務 終 了 日								
本交換（文書交換を含む）	1 1 月 2 日								
夜間交換	1 0 月 3 1 日（1 1 月 1 日交換分）								
月末期日準備交換	1 0 月 2 6 日（1 0 月 3 1 日交換分）								
	・取引停止処分者照会センターの業務終了 ・取引停止処分制度の運営終了（取引停止処分の効力失効） ・不渡情報の共同利用の終了 ・手形交換尻決済用の日銀当座預金口座の廃止（解約） ・手形交換尻決済に関する日銀名古屋支店との間の「申合せ」の廃止 ・実施中の災害特別措置を電子交換所へ引継ぐ旨を加盟銀行へ通達								
1 1 . 4	交換所規則の規定により交換所へ差入れられていた保証金を返還								
1 1 . 7	新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づく特定接種の事業者登録を削除								
1 1 . 1 1	近畿・中部四協会連絡会に出席（於：名古屋）								
1 1 . 1 4	日銀総裁との金融経済懇談会に会長が出席								
1 1 . 1 6	愛知県金融機関防犯対策協議会を開催								
1 1 . 2 4	令和 4 年度臨時社員総会開催								
	協会所有不動産売却における優先交渉銀行として、㈱名古屋銀行を決定。併せて、不動産売却・事務所移転の方針決定について公表								
1 1 . 2 5	愛知県暴力排除団体連絡会会議に出席								
1 1 . 2 5	全銀協特別会員連絡会に出席（WEB）								
1 2 . 1	手形交換・不渡管理システムのハードディスクのデータ（不渡情報にかかる帳票類を含む）の完全消去（裁断廃棄）								
1 2 . 2	愛知県金融機関暴力追放連絡協議会運営委員会を開催								
1 2 . 5	協会事務所移転検討アドバイザーメンバー会議を開催								
1 2 . 5	日銀東海地区金融連続セミナー（第 2 3 回）を開催（金融機関役職員 124 名参加）（WEB 併用）								
1 2 . 5	地域融資動向に関する情報交換会に出席								
1 2 . 2 7	全銀協特別会員連絡会幹事会に出席（WEB）								
令和 5 年									
(2023 年)									
1 . 1	新生銀行が S B I 新生銀行に商号変更								

(令 5)	
1. 1 7	協会事務所移転検討アドバイザーメンバー会議を開催
1. 2 5	東海3県景気動向研究会（第20回）を開催（WEB）
2. 2 0	協会事務所移転検討アドバイザーメンバー会議を開催
3. 7	銀行とりひき相談所相談員連絡会に所長が出席（WEB）
3. 8	東海地区協会連絡会を開催（WEB併用）
3. 1 7	愛知県から名古屋手形交換所運営事業廃止等に伴う公益目的支出計画の変更認可を取得
3. 2 3	令和4年度臨時社員総会（予算）開催 特別経費分担金を廃止する一方、公益事業経費分担金を新設（防犯・防災対策事業に参画する愛知県下信用金庫・系統金融機関21社が対象）
3. 2 4	㈱名古屋銀行と土地建物売買に関する契約を締結
3. 2 4	三菱UFJ信託銀行、みずほ信託銀行、三井住友信託銀行と土地建物売買の媒介に関する契約を締結
3. 2 7	日本銀行東海地区金融連続セミナー（第24回）を開催（金融機関役職員135名参加）（WEB併用）
3. 3 0	愛知県知事主催「金融懇談会」に会長が出席
3. 3 1	名古屋手形交換所の事業終了（交換部廃止）
3. 3 1	令和4年度 ＜社員銀行定例会合＞ 代表者会 21回開催 黎明会 10回開催 文庶会 2回開催 ＜その他研修・講師派遣等＞ 「あっせん委員会」開催日数1日、開催件数1件 「どこでも出張講座」講師派遣11回 「大学連携講座・ミニ連携講座」講師派遣5回 「手形交換所見学・研修会」中止 「インターンシップ等交換所見学会」中止 「不渡処分制度研修会」中止 手形取り扱い事務の参考資料として、電子交換所移行後の不渡事由を盛り込んだ「不渡処分の実務FAQ」を作成、参加銀行へ配布 ＜銀行会館施設利用＞ 会館利用者 506 事業所（来館者 23 千人）

(令 5)	
	披露宴開催件数 0 件
	<建物設備関係工事・修繕等>
	中央監視装置消耗部品取替工事
	冷温水 2 次ポンプインバーター修繕工事
4. 1	定款の変更（手形交換事業終了に伴う「事業」の変更）
4. 1	加入金および経費分担金基準・同細則の改正
4. 1	交換部廃止に伴う協会組織の改編
4. 1	交換部廃止に伴う印章管理規定等の改正
(4. 9	植田和男日銀総裁就任)
4. 1 0	近畿・中部四協会連絡会に出席（於：大阪）
4. 1 2	事務所移転関連会議を開催
4. 2 1	金融行政セミナー「金融庁モニタリングの現状と課題」を開催（金融機関役職員 139 名参加）
4. 2 6	協会事務所移転検討アドバイザーメンバー会議を開催
(5. 8	新型コロナウイルス感染症の感染症法上の分類が、季節性インフルエンザと同じ「5 類」に引き下げ)
5. 1 0	東海 3 県景気動向研究会（第 2 1 回）を開催（W E B）
5. 1 7	事務所移転関連会議を開催
5. 2 5	愛知県警と共催で「金融機関と連携した特殊詐欺被害防止啓発活動」を三菱 U F J 銀行名古屋営業部において実施
5. 2 6	日本銀行東海地区金融連続セミナー（第 2 5 回）を開催（金融機関役職員 142 名参加）（W E B 併用）
6. 1 5	協会事務所移転検討アドバイザーメンバー会議を開催
6. 1 9	愛知県金融機関防犯対策協議会総会を開催
6. 2 0	事務所移転関連会議を開催
6. 2 2	令和 5 年度定時社員総会（決算）開催（会長 高原 一郎）
	所有美術品の処分方法を決定。事務所移転後の会合運営について報告
6. 2 3	全銀協特別会員連絡会に出席
6. 2 7	愛知県金融機関暴力追放連絡協議会が、中部管区警察局長並びに中部ブロック暴力追放運動推進センター連絡協議会会長表彰を受賞。事務局として、総務部長が表彰伝達式に出席
7. 5	愛知県金融機関暴力追放連絡協議会総会を開催
7. 2 6	東海 3 県景気動向研究会（第 2 2 回）を開催（W E B）

(令 5)	
7. 2 7	新事務所を NHK 名古屋放送センタービルに決定
8. 2 7	代表者会・特別講話（講師：ちばぎん総合研究所社長 前田栄治氏「内外の経済情勢と金融政策運営」）を開催
8. 2 8	東海地震等災害金融機関対策会議を開催（東海地震に関する国の法律運用の見直しを踏まえ、災害全般を対象とした会議に変更）
8. 2 9	協会事務所移転検討アドバイザーメンバー会議を開催
9. 1	新事務所の賃貸契約開始
9. 1	東海財務局による「令和 5 年度愛知県地震にかかる災害に対する金融上の措置要請文の伝達訓練」を F A X ・電子メールの 2 系統で実施
9. 4	新事務所開設準備・工事に関する説明会を開催
9. 6	東海地区協会連絡会を開催
9. 2 5	日本銀行東海地区金融連続セミナー（第 2 6 回）を開催（金融機関役職員 144 名参加）（W E B 併用）
1 0. 1 3	新事務所開設準備・工事に関する説明会を開催
1 0. 2 0	所有美術品の処分を実施（69 点のうち 62 点を売却）
1 0. 2 4	協会事務所移転検討アドバイザーメンバー会議を開催
1 0. 2 5	東海 3 県景気動向研究会（第 2 3 回）を開催（W E B）
1 0. 3 0	近畿・中部四協会連絡会に出席（於：京都）
1 1. 6	日銀総裁による金融経済懇談会に会長が出席
1 1. 8	愛知県暴力排除団体連絡会会議に出席
1 1. 1 3	新事務所開設準備・工事に関する説明会を開催
1 1. 1 5	愛知県金融機関防犯対策協議会を開催
1 1. 2 4	全銀協特別会員連絡会に出席（W E B）
1 1. 2 9	日本銀行東海地区金融連続セミナー（第 2 7 回）を開催（金融機関役職員 143 名参加）（W E B 併用）
1 2. 4	愛知県金融機関暴力追放連絡協議会運営委員会を開催
1 2. 1 4	新事務所開設準備・工事に関する説明会を開催
1 2. 2 8	新事務所移転告知をホームページに記載
令和 6 年	
(2024 年)	
(1. 1	北陸地方で、震度 7 の能登半島地震が発生)
(1. 1	新 N I S A がスタート)
1. 1 5	協会事務所移転検討アドバイザーメンバー会議を開催

(令 6)	
1. 1 8	新事務所開設準備・工事に関する説明会を開催
1. 3 1	東海 3 県景気動向研究会（第 2 4 回）を開催（WE B）
2. 7	東海地区協会連絡会を開催
2. 1 6	新事務所開設準備・工事に関する説明会を開催
2. 2 1	協会事務所移転検討アドバイザーメンバー会議を開催
(2. 2 2	日経平均株価がバブル期以来 3 4 年振りに最高値を更新)
2. 2 6	役員選任ルールの改正（理事 1 6 名→1 2 名）
2. 2 9	日本銀行東海地区金融連続セミナー（第 2 8 回）を開催（金融機関役職員 124 名参加）（WE B 併用）
2. 2 9	業務部の貸会議室業務・ホテルオークラレストラン飲食提供業務終了
3. 5	銀行とりひき相談所相談員連絡会に所長が出席（於：全銀協）
3. 1 2	愛知県知事主催「金融懇談会」に会長が出席
3. 1 4	令和 5 年度臨時社員総会（予算）開催
(3. 1 9	日銀がマイナス金利政策の解除と長短金利操作の撤廃を決定)
3. 2 8	㈱名古屋銀行に対し所有不動産の所有権を移転
3. 2 8	㈱名古屋銀行と建物一時使用貸借契約を締結（～2024. 5. 31 までの期間）
3. 3 1	施設貸与事業終了（業務部廃止）
3. 3 1	令和 5 年度 <社員銀行定例会合> 代表者会 2 1 回開催 黎明会 1 1 回開催 文庶会 2 回開催 <その他研修・講師派遣等> 「あっせん委員会」開催日数 2 日、開催件数 2 件 「どこでも出張講座」講師派遣 1 8 回 「大学連携講座・ミニ連携講座」講師派遣 5 回 <銀行会館施設利用> 会館利用者 528 事業所（来館者 27 千人） 披露宴開催件数 1 件 <建物設備関係工事・修繕等> 火災報知設備整備工事 自家発電機修理工事 B 1 F 防火シャッター修理工事

(令 6)	
4. 1	定款の変更（施設貸与事業終了に伴う「事業」の変更）
4. 1	業務部廃止に伴う協会組織の改編
4. 1	業務部廃止に伴う印章管理規定等の改正
4. 1	税理士顧問契約締結
4. 4	近畿・中部四協会連絡会に出席（於：神戸）
4. 2 3	愛知県警と共催で「金融機関と連携した特殊詐欺被害防止啓発活動」を名古屋銀行中村支店において実施
5. 1	新事務所での業務開始
5. 2 7	日本銀行東海地区金融連続セミナー（第 2 9 回）を開催（金融機関役職員 147 名参加）（WE B 併用）
5. 3 1	旧事務所（丸の内）の一時使用貸借契約期間が終了し明渡し
6. 1	給与規程の改正（昼食手当の改正）
6. 2 0	愛知県金融機関防犯対策協議会総会を開催
6. 2 7	令和 6 年度定時社員総会（決算）開催（会長 高原 一郎）
7. 3	愛知県金融機関暴力追放連絡協議会総会を開催
(7. 3	新紙幣発行。1 万円・5 千円・千円札が 20 年振りに刷新)
7. 2 9	愛知県金融機関情報セキュリティ対策推進会議を初開催
7. 3 1	財務省事務次官との懇談会に専務理事が代理出席
8. 1	テレワーク勤務規程（在宅勤務規程）の制定および就業規則の一部改正
8. 1	東海 3 県景気動向研究会（第 2 5 回）を開催（WE B）
8. 2 2	代表者会・オンライン講話（講師：ふくおか F G チーフ・ストラテジスト 佐々木融氏「為替・国際金融市場の展望について」）を開催
8. 2 7	東海地震等災害金融機関対策会議を開催 事務所の移転等を踏まえ、東海財務局による金融上の措置要請文の伝達訓練の実施を取り止め
8. 2 9	愛知県蒲郡市に災害救助法適用。「令和 6 年台風第 1 0 号に伴う災害」にかかる金融上の措置要請を発出
(1 0. 1	岸田首相退陣により、石破内閣発足)
1 0. 2 9	近畿・中部四協会連絡会に出席（於：名古屋）
1 1. 6	東海 3 県景気動向研究会（第 2 6 回）を開催（WE B）
1 1. 1 8	日銀総裁との金融経済懇談会に会長が出席
1 1. 2 1	愛知県金融機関防犯対策協議会を開催
1 1. 2 8	資産運用規程を制定。これに基づき、不動産売却資産の運用を順次開始

(令 6)	
1 2 . 4	愛知県金融機関暴力追放連絡協議会運営委員会を開催
1 2 . 6	第 6 0 回アジア開発銀行年次総会愛知・名古屋誘致推進協議会が発足（会長が委員に就任）
1 2 . 9	日本銀行東海地区金融連続セミナー（第 3 0 回）を開催（金融機関役職員 129 名参加）（WE B 併用）
1 2 . 2 4	アジア開発銀行年次総会の開催誘致について、誘致推進協議会により財務大臣に要請（専務理事が出席）
令和 7 年 (2025 年)	
1 . 1	愛知銀行と中京銀行が合併し、あいち銀行として発足、社員銀行数 3 3 行となる
1 . 3 0	東海 3 県景気動向研究会（第 2 7 回）を開催（WE B）
2 . 1 2	財務省が、第 6 0 回アジア開発銀行年次総会の国内開催候補地として、愛知・名古屋を選定したことを公表（令和 7 . 5 . 5 第 5 8 回年次総会において正式決定）
2 . 1 2	東海地区協会連絡会を開催
2 . 1 4	愛知県警主催の「特殊詐欺被害防止に向けた広報活動」に参加
(3 . 3	令和の米騒動。政府が備蓄米の放出決定)
3 . 5	日本銀行東海地区金融連続セミナー（第 3 1 回）を開催（金融機関役職員 135 名参加）
3 . 1 1	愛知県知事主催「金融懇談会」に会長が出席
3 . 2 5	「愛知万博 2 0 周年記念事業」愛・地球博 2 0 祭オープニングセレモニーに会長が出席
3 . 2 8	令和 6 年度臨時社員総会（予算）開催
3 . 3 1	令和 6 年度 <社員銀行定例会合> 代表者会 1 3 回開催 黎明会 1 1 回開催 文庶会 2 回開催 <その他研修・講師派遣等> 「あっせん委員会」開催日数 0 日、開催件数 0 件 「どこでも出張講座」「どこでも金融講座」講師派遣 2 2 回 「大学連携講座・ミニ連携講座」講師派遣 3 回

(令 7)	
4. 1	協会ホームページの全面リニューアル（とりひき相談F A Q・メール相談・カウンセリングサービスなどを新設したほか、社員銀行専用ページでの会員変更手続きなどの機能を拡充）
4. 1	就業規則および退職金規程・嘱託雇用規程の改正
4. 1	育児休業規程および介護休業・介護時短時間勤務規程の改正
(4. 2	トランプ米大統領、世界各国地域ごとの相互関税税率を発表)
4. 3	近畿・中部四協会連絡会に出席（於：大阪）
(4. 1 3	大阪・関西万博が開幕)
5. 9	東海3県景気動向研究会（第28回）を開催（WE B）
5. 2 9	日本銀行東海地区金融連続セミナー（第32回）を開催（金融機関役員132名参加）
6. 1 3	愛知県警と共催で「金融機関と連携した特殊詐欺被害防止啓発活動」を三菱UFJ銀行尾頭橋支店において実施
6. 1 9	愛知県金融機関防犯対策協議会総会を開催
6. 2 6	令和7年度定時社員総会（決算）開催（会長 高原 一郎）
6. 2 7	全銀協特別会員連絡会に出席
7. 2	愛知県金融機関暴力追放連絡協議会総会を開催
7. 1 8	第60回アジア開発銀行年次総会愛知・名古屋支援実行委員会が発足（会長が委員に就任）
8. 1	東海3県景気動向研究会（第29回）を開催（WE B）
8. 2 6	東海地震等災害金融機関対策会議を開催
(9. 7	石破首相が退陣を表明)
9. 1 1	愛知県金融機関情報セキュリティ対策推進会議を開催
10. 1	協会創立80周年 「80年のあゆみ」（平成27年10月～令和7年10月）を発刊 （日銀・東海財務局・全銀協はじめ主要各地銀行協会・社員銀行・信用金庫などに配布＜発行総部数 120冊＞するとともに、協会ホームページに掲載）
10. 2 3	80周年記念講演会（講師：大和総研理事長 中曽宏氏）・懇親会を名古屋観光ホテルにおいて開催

II 資 料

1. 一般社団法人 名古屋銀行協会定款

(令和6年4月1日制定)

第1章 総 則

(名 称)

第 1 条 この法人（以下「本協会」という。）は、一般社団法人名古屋銀行協会と称し、英文では Nagoya Bankers Association（略称：NBA）と表示する。

(事務所)

第 2 条 本協会は、事務所を愛知県名古屋市に置く。

第2章 目的及び事業

(目 的)

第 3 条 本協会は、金融経済についての調査研究、銀行業務及び銀行事務に関する調査企画、銀行利用者の保護、利便向上に関する活動等を実施することにより、銀行業務の改善進歩を図り、一般経済の発展に資することを目的とする。

(事 業)

第 4 条 本協会は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- 一 銀行営業及び業務一般に関する社員、関係官庁その他との連絡
- 二 銀行業務に関する相談所の運営
- 三 銀行利用者の保護及び利便向上に関する活動
- 四 金融及び経済に関する調査及び研究
- 五 金融犯罪の防止に関する関係官庁及び金融機関との連携
- 六 反社会的勢力介入排除に関する関係官庁及び金融機関との連携
- 七 東海地震対策に関する関係官庁及び金融機関との連携
- 八 社員相互の親交及び連絡
- 九 金融機関職員に対する研修
- 十 社員以外の金融機関及び産業界との連絡
- 十一 その他本協会の目的達成上必要と認めた事項

2 前項の事業は、愛知県内において行うものとする。

第3章 社 員

(法人の構成員)

第 5 条 本協会は、愛知県において本店、支店等の営業拠点を有する銀行法に規定する銀行又は長期信用銀行法に規定する長期信用銀行（以下、これらを合わせて「銀行」という。）であって、次条の規定により本協会の社員となった者をもって構成する。

(入 会)

第 6 条 社員となることを希望する銀行は、所定の入会申込書を提出して理事会の承認を得なければならない。

(加入金及び経費分担金)

第 7 条 本協会の社員は、加入金及び経費分担金を支払う義務を負う。

- 2 加入金及び経費分担金の算出基準は、総会において定める。
- 3 既納の加入金及び経費分担金は、返還しない。
- 4 特別の費用を必要とする場合には、総会の決議を経て臨時に分担金を徴収する。

(任意退会)

第 8 条 社員は、理事会において別に定める退会届を提出することにより、任意にいつでも退会することができる。

(除 名)

第 9 条 社員が次の各号の一に該当する場合には、総会の決議により除名することができる。この場合、当該社員に対し、決議の前に、総会において弁明の機会を与えなければならない。

- 一 この定款に違反したとき。
- 二 本協会の体面を著しく毀損する行為をしたとき。
- 三 その他除名すべき正当な事由があるとき。

(社員資格の喪失)

第 10 条 前 2 条の場合のほか、社員が次の各号の一に該当する場合には、その資格を喪失する。

- 一 第 5 条に定める社員としての要件の欠如
- 二 解散又は合併による消滅
- 三 第 7 条第 1 項の支払義務を 2 年以上履行しなかったとき。
- 四 総社員が同意したとき。

(社員資格の承継)

第 11 条 社員が次の各号の一に該当する場合には、それぞれ当該各号に定める銀行は、すでに社員であるときを除き、当該社員からその資格を継承することができる。

- 一 他の銀行と合併し、当該他の銀行が存続する場合 存続する銀行

- 二 合併により新銀行を設立する場合 設立される銀行
- 三 分割又は営業譲渡により、営業の全部を他の一の銀行に譲渡し、かつ、前条第二号により社員の資格を喪失する場合 営業を譲り受ける銀行
- 四 分割又は営業譲渡により、営業の全部又は一部を当該社員の子会社である銀行、親会社である銀行又は親会社の子会社である他の銀行に譲渡し、かつ、前条第二号により社員の資格を喪失する場合 営業の全部又は一部を他の一の銀行に譲渡するときは、その銀行 営業の全部又は一部を他の複数の銀行に譲渡するときは、その複数の銀行のうち当該社員が指定する一の銀行
- 五 その他理事会が適当と認める場合 理事会が指定した銀行

第4章 総 会

(構成)

第12条 総会は、すべての社員をもって構成する。

- 2 前項の総会をもって一般社団法人及び一般財団法人に関する法律(以下、「一般社団・財団法人法」という。)上の社員総会とする。

(権限)

第13条 総会は、次の事項について決議する。

- 一 社員の除名
- 二 理事及び監事の選任又は解任
- 三 理事及び監事の報酬等の額
- 四 貸借対照表及び正味財産増減計算書の承認
- 五 一般社団・財団法人法第113条第1項に基づく役員等の責任の一部免除及び限定
- 六 定款の変更
- 七 解散及び残余財産の処分
- 八 理事会において、総会に付議すべきことを決議した事項
- 九 その他総会で決議するものとして法令又はこの定款で定める事項

(開催)

第14条 総会は、定時総会として毎事業年度終了後3か月以内に1回開催するほか、必要がある場合に臨時総会を開催する。

(招集)

第15条 総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき会長が招集する。

- 2 総社員の議決権の5分の1以上の議決権を有する社員は、会長に対し、総会の目的である事項及び招集の理由を示して、総会の招集を請求することができる。
- 3 総会を招集するときは、会議の日時、場所及び目的である事項を記載した書面ま

たは電磁的方法をもって、開催日の1週間前までに通知を発しなければならない。
ただし、総会に出席しない社員が書面又は電磁的方法によって議決権を行使することが
できることとするときは、2週間前までに通知を発しなければならない。

(議 長)

第16条 総会の議長は、会長がこれに当たる。

- 2 会長に事故があるときは、その総会において、出席した理事の中から議長を選出する。

(議決権)

第17条 総会における議決権は、社員1名につき1個とする。ただし、決議事項につき特別の利害関係を有する社員は、その決議に参加することができない。

(決 議)

第18条 総会の決議は、総社員の議決権の過半数を有する社員が出席し、出席した当該社員の議決権の過半数をもって行う。

- 2 前項の規定にかかわらず、次の決議は、総社員の半数以上であって、総社員の議決権の4分の3以上に当たる多数をもって行う。

- 一 社員の除名
- 二 監事の解任
- 三 役員等の責任の一部免除及び限定
- 四 定款の変更
- 五 解散及び残余財産の処分
- 六 その他法令で定める事項

- 3 理事又は監事を選任する議案を決議するに際しては、各候補者ごとに第1項の決議を行わなければならない。理事又は監事の候補者の合計数が第21条に定める定数を上回る場合には、過半数の賛成を得た候補者の中から得票数の多い順に定数の枠に達するまでの者を選任することとする。

(書面等による議決権の行使)

第19条 書面による議決権の行使は、議決権行使書面に必要な事項を記載し、総会開催日の前営業日の業務時間終了時まで、当該記載をした議決権行使書面を本協会に提出して行うものとする。

- 2 電磁的方法による議決権の行使は、電磁的方法の種類及び内容を示し、書面又は電磁的方法による本協会の承諾を得て、総会開催日の前営業日の業務時間終了時まで、議決権行使書面に記載すべき事項を電磁的方法により本協会に提出して行うものとする。

- 3 書面と電磁的方法と、重複して議決権を行使した場合は、電磁的方法による議決権

行使の内容を有効とする。

(議事録)

第20条 総会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

- 2 議長及び総会に出席した社員の中から議長が指名した議事録署名人1名以上は、前項の議事録に記名押印する。

第5章 役員

(役員の設置)

第21条 本協会には、次の役員を置く。

- 一 理事 3名以上18名以内
- 二 監事 4名以内
- 2 理事のうち1名を会長とし、会長をもって一般社団・財団法人法上の代表理事とする。
- 3 会長以外の理事のうち2名以内を副会長とする。
- 4 会長及び副会長以外の理事のうち1名を専務理事とし、1名を専務理事を補佐し常務を分掌する理事とすることができる。
- 5 専務理事及び専務理事を補佐し常務を分掌する理事をもって一般社団・財団法人法第91条第1項第2号に規定する業務執行理事とする。

(役員の選任)

第22条 理事及び監事は、総会の決議によって選任する。

- 2 理事は社員の代表者の中から選任する。ただし、社員の代表者以外の者から2名以内の理事を選任することができる。
- 3 会長及び副会長は、理事会の決議によって理事の中から選定する。
- 4 専務理事及び専務理事を補佐し常務を分掌する理事は、理事会の決議によって理事の中から選定することができる。

(理事の職務及び権限)

第23条 理事は、理事会を構成し、法令及びこの定款で定めるところにより、職務を執行する。

- 2 会長は、法令及びこの定款で定めるところにより、本協会を代表し、その業務を執行し、会務を総理する。
- 3 副会長は、会長を補佐する。
- 4 専務理事は、会長及び副会長を補佐し、本協会の業務を分担執行する。
- 5 専務理事を補佐し、常務を分掌する理事は、本協会の業務を分担執行し、専務理事が欠け又は事故あるときは、その業務執行に係る職務を代行する。

- 6 会長、専務理事及び専務理事を補佐し常務を分掌する理事は、毎事業年度に4ヵ月を超える間隔で2回以上、自己の職務の執行の状況を理事会に報告しなければならない。

(監事の職務及び権限)

第24条 監事は、理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成する。

- 2 監事は、いつでも理事及び使用人に対して事業の報告を求め、本協会の業務及び財産の状況の調査をすることができる。

(役員の任期)

第25条 理事の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時総会の終結のときまでとする。

- 2 監事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時総会の終結のときまでとする。

- 3 役員に欠員が生じた場合、補欠選任を行う。

- 4 補欠として選任された理事又は監事の任期は、前任者の任期の満了するときまでとする。

- 5 理事又は監事は、第21条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお理事又は監事としての権利義務を有する。

(役員の解任)

第26条 理事又は監事は、総会の決議により解任することができる。

(責任の免除又は限定)

第27条 理事又は監事の本協会に対する損害賠償責任は、総社員の同意がなければ、免除することができない。

- 2 前項にかかわらず、本協会は、役員の一般社団・財団法人法第111条第1項の損害賠償責任について、法令に定める要件に該当する場合には、一般社団・財団法人法第114条第1項に基づき、理事会の決議によって、損害賠償責任額から法令に定める最低責任限度額を控除して得た額を限度として免除することができる。

- 3 本協会は、外部役員との間で、一般社団・財団法人法第111条第1項の損害賠償責任について、法令に定める要件に該当する場合には、損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、その契約に基づく賠償責任の限度額は、法令に定める最低責任限度額とする。

(報酬等)

第28条 理事及び監事は、無報酬とする。ただし、常勤の理事に対しては、総会において

定める総額の範囲内で、理事会の決議により決定した額を報酬等として支給することができる。

第6章 理 事 会

(構 成)

第29条 本協会に理事会を置く。

2 理事会は、すべての理事をもって構成する。

(権 限)

第30条 理事会は、次の職務を行う。

- 一 本協会の業務執行の決定
- 二 理事の職務の執行の監督
- 三 会長、副会長、専務理事及び専務理事を補佐し常務を分掌する理事の選定及び解職
- 四 第35条に規定する委員会等の設置及び運営に必要な事項の決定
- 五 その他この定款に別に定める職務

(招 集)

第31条 理事会は、会長が招集する。

2 会長が欠けたとき又は会長に事故があるときは、各理事が理事会を招集する。

(議 長)

第32条 理事会の議長は、会長がこれに当たる。会長に事故等による支障があるときは、その理事会において、出席した理事の中から議長を選出する。

(決 議)

第33条 理事会の決議は、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

2 前項の規定にかかわらず、理事が理事会の決議の目的である事項について提案した場合において、当該提案について理事(当該事項について議決に加わることができるものに限る。)の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたとき(監事が当該提案について異議を述べたときを除く。)は、当該提案を可決する旨の理事会の決議があったものとみなす。

(議事録)

第34条 理事会の議事については、法令で定めるところにより議事録を作成する。

2 出席した会長及び監事は、前項の議事録に記名押印する。

第7章 委員会等

(委員会等)

第35条 本協会の事業を推進するために必要あるときは、理事会は、その決議により、委員会等を設置することができる。

2 委員会等の設置又は廃止は、理事会の決議を要する。

3 委員会等の任務、構成及び運営に関し必要な事項は、理事会の決議により、別に定める。

第8章 資産及び会計

(事業年度)

第36条 本協会の事業年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

(事業計画及び収支予算)

第37条 本協会の事業計画及び収支予算については、毎事業年度の開始の日の前日までに、会長が作成し、理事会の承認を受けなければならない。これを変更する場合も同様とする。

2 前項の書類については、事務所に当該事業年度が終了するまでの間備え置くものとする。

(事業報告及び決算)

第38条 本協会の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、会長が次の書類を作成し、監事の監査を受け、理事会の承認を経て、定時総会に提出し、第一号の書類についてはその内容を報告し、第三号及び第四号の書類については承認を受けなければならない。

(1) 事業報告

(2) 事業報告の附属明細書

(3) 貸借対照表

(4) 正味財産増減計算書

(5) 貸借対照表及び正味財産増減計算書の附属明細書

2 前項の書類のほか、監査報告を事務所に5年間備え置くとともに、定款及び社員名簿を備え置くものとする。

(剰余金の分配)

第39条 本協会の各事業において当該事業年度に生じた剰余金は、翌事業年度へ繰り越し、翌事業年度の収入とする。

第9章 定款の変更及び解散

(定款の変更)

第40条 この定款は、総会の決議によって変更することができる。

(解 散)

第41条 本協会は、総会の決議その他法令で定められた事由により解散する。

(残余財産の処分)

第42条 本協会が解散したときの残余財産の処分については、総会の決議を得なければならない。

第10章 公 告 の 方 法

(公告の方法)

第43条 本協会の公告は、電子公告により行う。

- 2 事故その他やむを得ない事由によって前項の電子公告ができない場合は、愛知県において発行する中日新聞に掲載する方法による。

第11章 事 務 局

(事務局)

第44条 本協会の事務を処理するため、事務局を設置する。

- 2 事務局には、所要の職員を置く。
- 3 事務局の組織及び運営に関し必要な事項は、別に定める。

第12章 雑 則

(定款の施行に必要な事項の定め)

第45条 この定款に定めるもののほか、本協会の運営に必要な事項は、理事会の決議により別に定める。

附 則

(施行期日)

1. この定款は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第121条

第 1 項において読み替えて準用する同法第 106 条第 1 項に定める一般法人の設立の登記の日から施行する。

(最初の代表理事及び業務執行理事)

2. 本協会の最初の代表理事は古角 保(会長)とする。又、本協会の最初の業務執行理事は増田 晃(専務理事)とする。

(事業年度の特則)

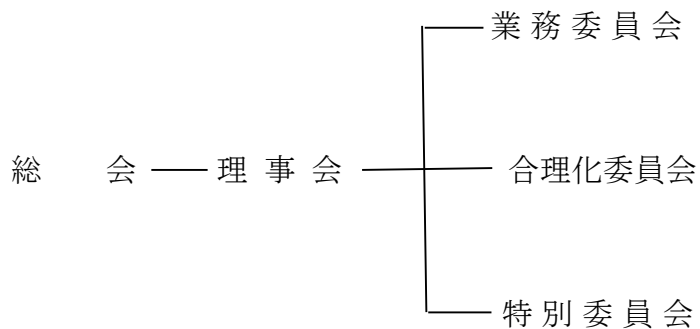
3. 一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第 121 条第 1 項において読み替えて準用する同法第 106 条第 1 項に定める特例民法法人の解散の登記及び一般法人の設立の登記を行ったときは、第 36 条の規定にかかわらず、解散の登記の日の前日を事業年度の末日とし、設立の登記の日を事業年度の開始日とする。

(法令の準拠)

4. この定款に定めのない事項は、すべて一般社団・財団法人法その他の法令に従う。

2. 協 会 組 織

(令和7年10月)



総 会 …… 定時社員総会と臨時社員総会を開催

定時社員総会……事業報告・決算書・公益目的支出計画
書の承認・報告等、理事・監事の選任等

臨時社員総会……予算書の承認等、必要のつど開催する

理 事 会 …… 理事（11名）監事（4名）をもって構成され、年2回以上、
職務の執行状況を報告するほか、必要のつど開催し、協会
運営上の重要事項を審議決定する

業 務 委 員 会 …… 理事銀行（10行）・監事銀行（3行）の次席者で構成され、
理事会の諮問に応じ意見の取りまとめなどを行う

合 理 化 委 員 会 …… 理事銀行（10行）の次席者で構成され、「銀行の景品・表示
規約」の異例扱いについてなどを審議する

特 別 委 員 会 …… 会長行、地元に本店を置く社員銀行並びに参加希望行の推薦者
で構成され、会長が必要と判断した場合に開催する

3. 社員銀行一覧

(令和7年8月31日現在)

協会役員	銀行名	代表者名
会長	三菱UFJ	高原一郎
副会長	名古屋	藤原一朗
副会長	みずほ	藤田直樹
理事	三井住友	河村洋
理事	りそな	北中伸明
理事	三菱UFJ信託	小林泰文
理事	三十三	中森啓太
理事	スルガ	大西亘
理事	あいち	鈴木武裕
監事	北陸	真島秀幸
監事	三井住友信託	薄井淳一郎
監事	あおぞら	高野一步

銀行名	代表者名
百五	伊藤彰人
静岡岡	小林晴彦
大垣共立	中村浩一
みずほ信託	明地祐介
十六	八神尚城
SBI新生	土岐裕二
八十二	宮脇拓也
横浜	山本尚毅
福岡	松浦健二
北国	南部一寿
百十四	馬場勇武
清水	遠藤真人
滋賀	鵜飼記正
伊予	都築泰彦
広島	吉村正明
福岡	山口淳治
第四北越	横田成隆
山口	岡本邦興
七十七	芳賀和彦
関西みらい	山本哲秀
京都	雨宮次郎

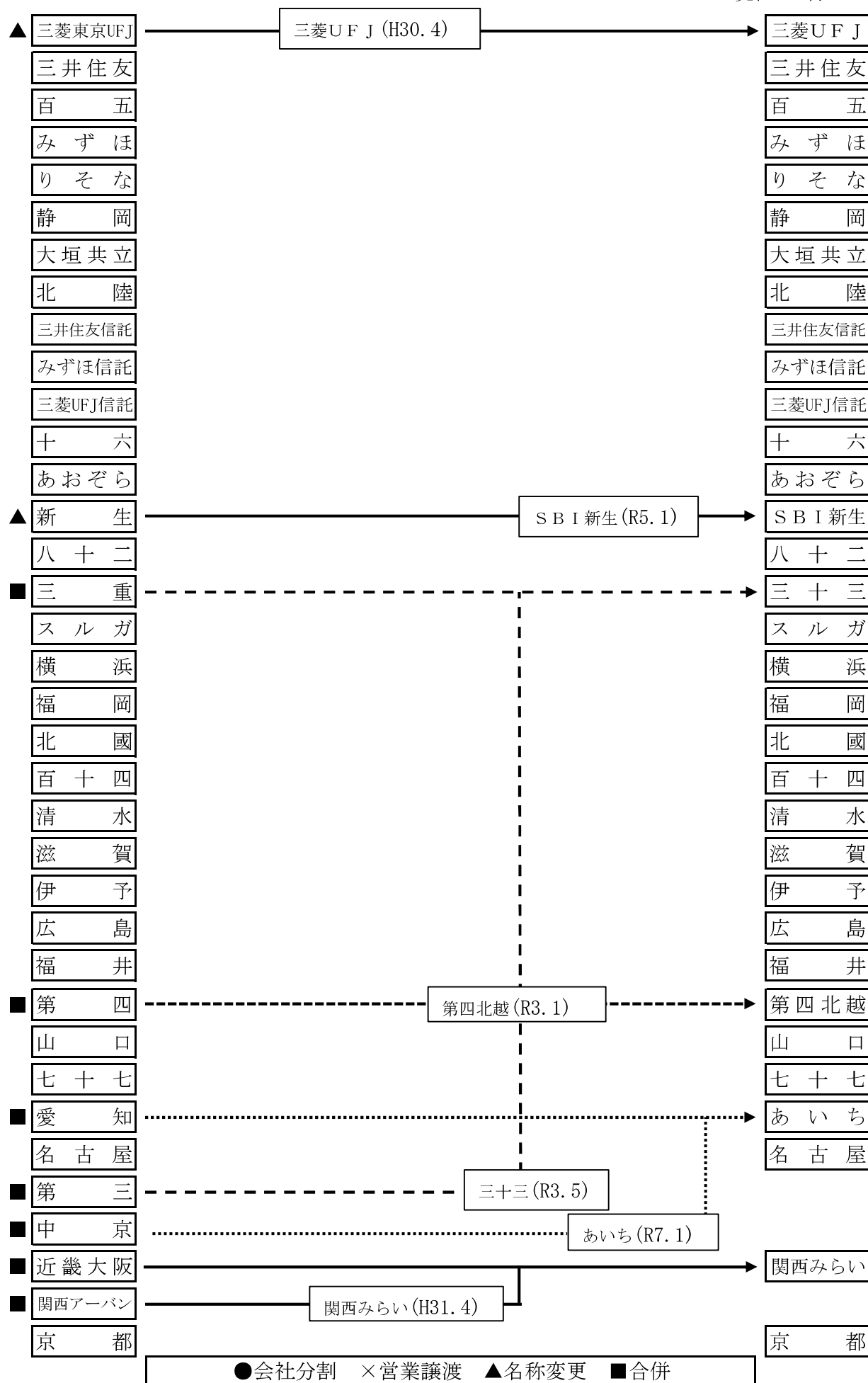
(客員)

銀行名	氏名
日本銀行	上口洋司
日本銀行	小山惣大

社員銀行 33行

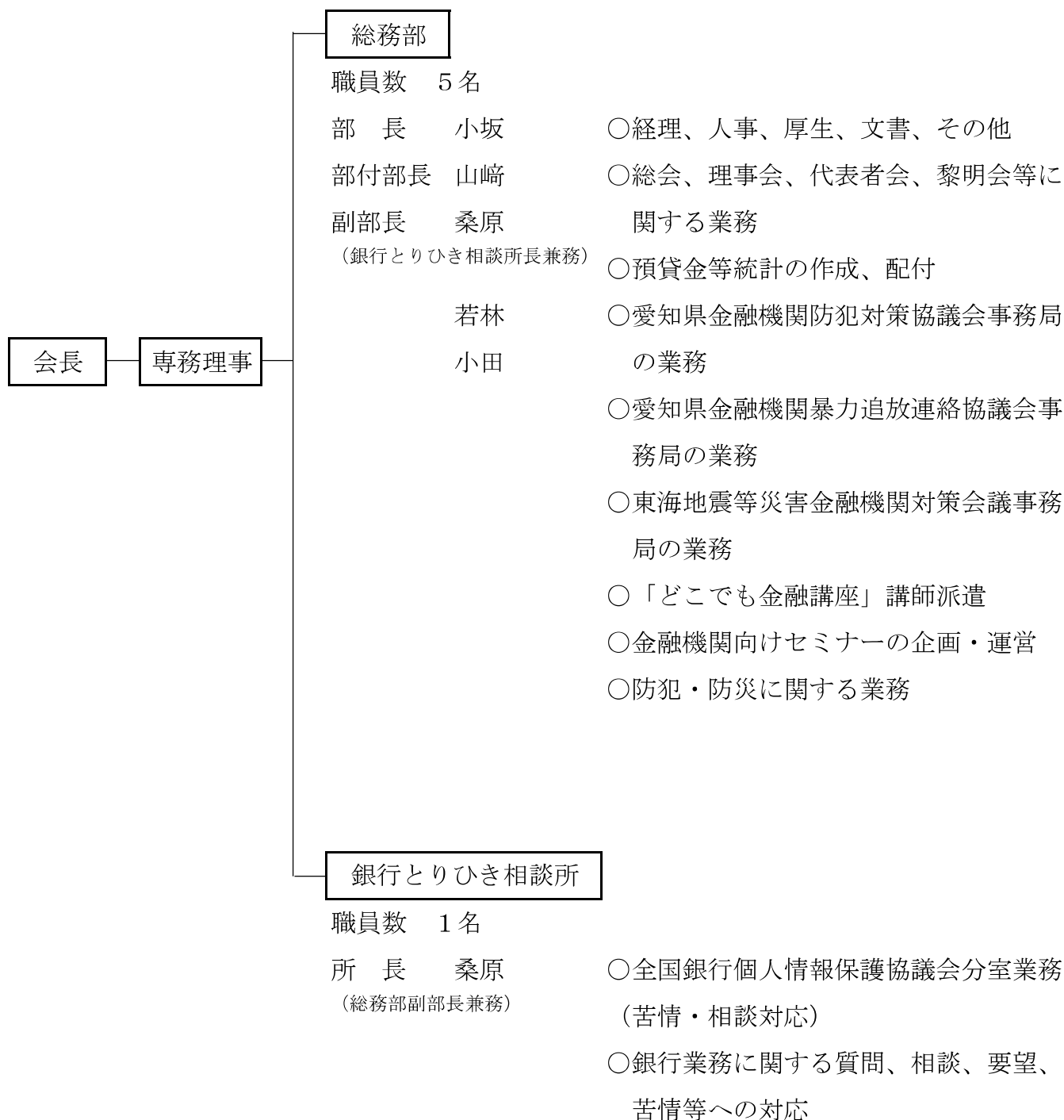
4. 社員銀行推移 (H27.10～R7.9)

R7.10.1現在 33行



5. 事務局組織

(令和7年10月1日)



6. 事務局役職員推移（年度末） （単位：人）

年 度	役 職 員		
	男 子	女 子	計
平 2 7	1 0	6	1 6
2 8	1 0	7	1 7
2 9	1 0	7	1 7
3 0	9 (1) ①	7	1 6 (1) ①
令 1	9 (1) ①	7	1 6 (1) ①
2	9 ①	6	1 5 ①
3	8 ①	7 ①	1 5 ②
4	7	5 ①	1 2 ①
5	6	4	1 0
6	4	3	7

（ ）はうち出向者 ○はうち派遣

7. 諸 計 表

（1）社員銀行愛知県下所在店舗預貸金推移表（年度末）

（単位：億円）

年 度	行数	店舗数	預 金	貸 出	備 考
平 27	36	611	350,826	180,030	近畿大阪銀行と関西アーバン銀行合併 第四銀行と北越銀行（非）合併 三重銀行と第三銀行合併 愛知銀行と中京銀行合併
28	36	612	364,930	186,618	
29	36	615	375,544	188,585	
30	36	617	388,624	200,360	
令 1	35	616	401,556	205,978	
2	35	615	439,666	240,656	
3	34	614	454,611	237,603	
4	34	615	474,447	253,684	
5	34	615	496,945	260,285	
6	33	616	497,786	277,118	

（2）社員銀行名古屋市内所在店舗預貸金推移表（年度末）

（単位：億円）

年 度	行数	店舗数	預 金	貸 出	備 考
平 27	36	329	226,624	130,751	近畿大阪銀行と関西アーバン銀行合併 第四銀行と北越銀行（非）合併 三重銀行と第三銀行合併 愛知銀行と中京銀行合併
28	36	329	236,138	134,297	
29	36	329	242,291	132,964	
30	36	331	252,419	142,626	
令 1	35	330	261,422	145,795	
2	35	333	287,650	175,707	
3	34	333	296,921	169,647	
4	34	338	313,566	181,978	
5	34	338	331,876	187,454	
6	33	339	329,008	201,313	

(3) 交換参加銀行推移(年度末)

年 度	社 員 銀 行 数	準 社 員 銀 行 数	客員数	加盟銀行 計	代理交換委託 金 融 機 関 数	合 計	店舗数	夜間交換 銀 行 数
平 2 7	3 6	2 1	1	5 8	3 7(3)	9 5	1,842	2 5
2 8	3 6	2 1	1	5 8	3 6(3)	9 4	1,844	2 4
2 9	3 6	2 1	1	5 8	3 6(3)	9 4	1,848	2 4
3 0	3 6	2 1	1	5 8	3 6(3)	9 4	1,840	2 4
令 1	3 5	2 1	1	5 7	3 6(3)	9 3	1,833	2 3
2	3 5	2 1	1	5 7	3 5(3)	9 2	1,821	2 1
3	3 4	2 1	1	5 6	3 5(3)	9 1	1,797	2 1
4	3 4	2 1	1	5 6	3 5(3)	9 1	1,795	2 0

※令和4年度は手形交換終了時(11/2)の数

() 内は委託社員銀行数

(4) 手形交換関係統計表(年度中)

年 度	交 換 高		不 渡 手 形 実 数		取 引 停 止 処 分 数		
	枚 数	金 額	枚 数	金 額	人 員	枚 数	金 額
	千枚	百万円	枚	百万円	人	枚	千円
平 2 7	5,038	12,914,300	1,203	3,806	72	156	250,588
2 8	4,678	11,372,300	1,349	4,223	67	141	258,308
2 9	4,316	10,502,200	847	992	65	126	126,534
3 0	4,052	10,246,800	1,113	1,161	48	126	149,605
令 1	3,746	8,791,900	618	603	41	113	157,121
2	3,125	7,162,700	655	730	20	62	46,309
3	2,866	6,770,500	337	2,130	14	45	298,771
4	1,560	3,738,300	164	114	11	17	7,235

※令和4年度は手形交換終了時(11/2まで)の計数

(5) 銀行とりひき相談所関係統計表(年度中)

年度	相 談 件 数														苦情	総合計
	預金 業務	貸出 業務	国内 為替	手形 交換	外国 為替	チャネル	証券	保険	デリバ	その他 銀行	会員 銀行	銀行協 会	その他	合計		
平 27	194	68	14	10	10	13	9	1	0	20	96	38	71	544	39	583
28	120	73	15	10	5	19	5	1	0	18	96	32	73	467	20	487
29	145	66	6	5	5	20	13	4	0	8	61	22	70	425	21	446
30	117	58	14	23	7	17	10	5	0	17	54	20	44	386	24	410
令 1	108	49	26	12	6	10	6	4	0	28	66	18	56	389	21	410
2	114	27	13	6	4	0	2	4	0	16	26	7	87	306	5	311
3	90	31	19	6	20	1	4	2	0	12	18	8	95	306	6	312
4	86	19	15	7	15	0	1	2	0	5	26	5	139	320	7	327
5	91	20	18	2	5	0	2	1	0	11	28	9	110	297	9	306
6	68	15	10	2	3	3	7	7	0	19	14	15	54	217	22	239

80 年のあゆみ

(非売品)

令和 7 年 10 月 1 日 発行

編集・発行 一般社団法人 名古屋銀行協会

〒461-0005 名古屋市東区東桜 1-13-3

NHK 名古屋放送センタービル 16 階

電話 052(728)8811
